

# 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) について

## FATCA (ファトカ) とは

FATCA (ファトカ) とは、米国に納税義務のある個人または法人（以下、「米国人等」といいます。）が、米国外の外国金融機関に保有する口座を利用した資産隠ぺい・租税回避を防止することを目的とした米国の法律です。

この法律により、米国外の金融機関は、米国人等が保有する口座（米国口座）の有無を確認し、該当する口座の情報を毎年米国内国歳入庁（IRS）に報告することが求められています。

また、日米間で、FATCA の実施に関する日米当局声明<sup>1</sup>が公表され、これにより日本国内にある全ての金融機関は、お客様が米国人等に該当するかを確認し、「米国人等」に該当する場合はお客様の同意のもと口座情報を IRS に報告することが義務付けられています。

## FATCA 上の「米国人等」とは

### 【個人】の場合

- ・ 米国市民（米国籍を有する方）
- ・ 永住権（グリーンカード）を保有している方
- ・ 米国居住者（例：日本国籍を保有しながら米国に居住する方等）

※一般的に以下の条件に該当する場合、米国居住とみなされます。

申告する年の米国滞在日数が 31 日以上、且つ、次の合計が 183 日以上

①申告年の滞在日数 ②前年の滞在日数の 3 分の 1 ③前々年の滞在日数の 6 分の 1

### 【法人】の場合

- ・ 米国で設立された法人
- ・ FATCA の枠組みに参加しない金融機関など

### 【その他】「米国人等」ではないが、米国内国歳入庁への報告対象となる場合

- ・ 投資事業を主たる業務とする法人等で、25%を超える議決権または価値を保有する米国人株主・持分保有者等がいる法人

## ご留意点

当組合では、口座開設を日本国居住者の方に限定させていただいております。「米国人等」に該当する お客様からのお申込みはできませんので、あらかじめご了承ください。

以上

<sup>1</sup> 「FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」

